

一般財団法人静岡県サッカー協会 事業収支決算書 使用科目一覧

1. 各事業の担当者は事業終了後、管轄する支部・委員会の責任者および監事の監査を受けて、1ヶ月以内に収支決算書を県協会事務局に提出して下さい。
2. 収支決算書を作成する場合、下記に示す勘定科目を使用して下さい。尚、勘定科目が不明の場合は事務局にお問合せ下さい。
3. 科目 内容説明

(1) 収入

	コード	勘定科目	コード	内容	内訳
事業収入	11	事業収入	有料試合の売上金（主にチケット代など）
	12	参加料・受講料	121	参加料	大会、事業等の参加料
			122	受講料	指導者講習会、審判講習会等の受講料
	13	出版物料	プログラム、ルールブック、会報など、有料で販売したもの
14	広告料	プログラム、広告看板、バナーなどへの広告掲載料	
補助金等収入	15	補助金	151	S F A補助金	大会、事業等の補助金
			152	J F A補助金	
			153	東海 F A補助金	
			154	県補助金	
			155	種別委員会補助金	
			156	その他補助金	
16	協賛金	企業、テレビ局などが事業に賛同し助力してくれた資金(消費税込み金額)	
17	寄付金	相手が見返りを求めずに提供した金品	
その他収入	18	雑収入	銀行預金利息、ほか上記には該当しないもの
	19	振替収入	

(2) 支出

大分類	コード	中分類	コード	小分類	内容
事業費	21	納付金	J F A納付金、各種申請料、大会参加料など
	22	広告宣伝費	チラシ、DM、広告看板などの製作費、掲出料など (但し、テレビ局が主催・協賛した場合のポスター、チラシは該当しない)
	23	研修費	研修会参加費、資料・本などの講習教材費
	24	謝金	講師・コーチ・インストラクターなどへの謝金
	25	旅費交通費	251	日当 (i)	運営役員、補助員に対する日当
			252	日当 (ii)	ドクター、看護師に対する日当
			253	交通費	運営役員、補助員、ドクター、看護師に対する交通費実費分
			254	宿泊費	運営役員、補助員、ドクター、看護師に対する宿泊費実費分
	26	審判費	261	審判料	判員に対する報酬
			262	審判交通費	審判員に対する交通費実費分
			263	審判宿泊費	審判員に対する宿泊費実費分
	27	福利厚生費	271	食糧費	運営、会議等出席者の食事代、弁当代、飲料水、副食品、氷など
			272	慶弔費	祝儀、香典など
	28	警備費	会場や駐車場の警備・整理の為、外部の警備会社、交通整理員に支払う費用
	29	清掃費	会場内外の清掃を外部の業者に依頼した場合に支払う費用
	30	備品費	単体で10万円（税込）以上の物品購入する場合は備品(10万円未満は消耗品費)
	31	通信費	切手代、ハガキ代、郵送代、電報料、電話代、パソコン通信費など
	32	印刷費	コピー代、印刷代、プログラム製作費など
	33	表彰費	賞状、トロフィー、カップ、メダルなど賞品、参加賞などに係る費用
	34	賃借料	グラウンド、施設、機械、備品などを使用する場合の利用料など
			運営会議、準備会議、反省会等で使用した施設使用料 会場設営に係る仮設物やテント等のリース代、設置費用など
	35	消耗品費	事務用品、ボール、石灰、ピプス、医薬品、など (使用していくと消滅したり、本来の能力や効果が失われる物品のこと)
	36	修繕費	備品やO A 機器の修理、整備代など
	37	荷造運賃	宅配便、運送業者などの配送に係る費用
	38	損害保険料	事故、傷害、盗難などの不慮の災難にあった場合に備えて掛ける保険料
	39	支払手数料	各種証明書発行手数料、銀行・郵便局の振込手数料、法定の諸手数料など ネットバンク管理費を含む
	40	雑費	上記に該当しないもの
	41	預り消費税	企業等から協賛金がある大会において、一時的に県協会にて預る消費税
	42	本部経費	県協会事務局、支部事務所などで発生する諸費用（通信費、印刷費など）